

立川市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画

令和8（2026）年4月改定

1. 目的

立川市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画（以下「実施計画」という。）は、立川市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標の達成に向け、促進計画に定めた一般緊急輸送道路沿道建築物（立川駅周辺3路線）の所有者（以下「所有者」という。）に対する直接的な耐震化促進及び周知啓発の実施を図るとともに、所有者の経済的負担の軽減を図り、一般緊急輸送道路沿道建築物（立川駅周辺3路線）の耐震化をさらに促進することを目的とする。

2. 位置付け

立川市耐震改修促進計画を補完する施策として位置付け、耐震化促進に関する取組方針を定めるものである。

3. 対象建築物

一般緊急輸送道路沿道建築物（立川駅周辺3路線）のうち、下図に示す建築物とする。

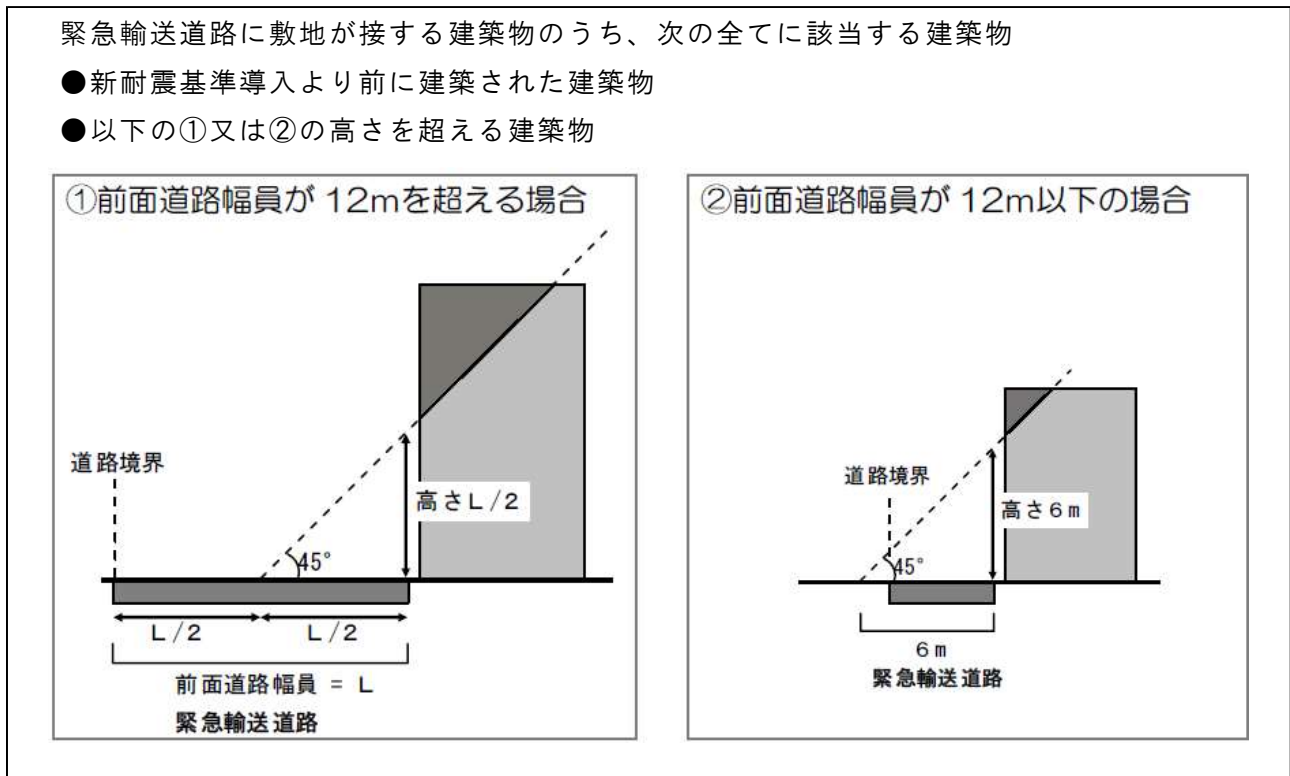


図 沿道建築物の要件

4. 実施期間

実施期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度とする。ただし実施計画の進捗状況のほか、社会情勢等の変化や関連計画の改定等に応じて見直しを行う。

5. 実績の公表

実施計画の取組内容について、毎年度の周知啓発と助成件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表する。

6. 取組内容

市が耐震診断を支援した所有者及び市の助成制度を利用していない所有者に対して、耐震化の必要性及び助成制度について、パンフレット等の郵送、架電または戸別訪問による説明を行う。

また、耐震化の必要性や助成制度等について市ホームページや広報に掲載し、市民に広く周知するとともに、立川市総合防災訓練等において市民を対象に耐震化促進に関する情報提供を行う。

7. 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施及び達成状況を検証した上で課題、改善策を実施計画の取組内容に反映させる。